

社会福祉法人 恵徳会 正職員永年勤続表彰規定

(目的)

第一条 この規定は職員就業規則第52条に基づき、永年にわたって社会福祉法人恵徳会の正職員として、精勤勉励し、他の模範とするに足る職員を表彰することを目的とする。

(対象)

第二条 永年勤続表彰の対象は、勤続年数が満10年、20年、30年、40年に達したときとする。

2. 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する者は表彰の対象とはしない。

- 1) 表彰日に在籍しない者
- 2) 表彰日前1年間に懲戒処分を受けた者
- 3) その他法人が永年勤続表彰を表彰することが適当でないと認めた者

(勤続年数の算定方法)

第三条 勤続年数は入職日から毎年3月1日までの経過満年数とし、日数は切り捨てとする。

(表彰内容)

第四条 表彰の方法は賞状のほか勤続年数に応じて以下を与える。

- 1) 満10年勤続 賞状ならびに三万円の金員と特別有給休暇1日
- 2) 満20年勤続 賞状ならびに四万円の金員と特別有給休暇1日
- 3) 満30年勤続 賞状ならびに五万円の金員と特別有給休暇1日
- 4) 満40年勤続 賞状ならびに六万円の金員と特別有給休暇1日

補足：本件の特別有給休暇有効期間は、表彰日より三か月間とする
授与された金員は所得として認識する。

(表彰式)

第五条 永年勤続表彰は、毎年4月の吉日とする。

2. 前項にかかわらず、次の事由により退職する場合で退職時に勤続年数を満たしている者はその都度表彰する。

- 1) 定年退職したとき
- 2) 死亡退職したとき
- 3) 業務上の都合により傷病のために退職したとき
- 4) その他法人が特に認めたとき

付則 この規定は2019年3月1日をもって施行する

付則 この規則は2019年3月1日現在の勤続満年数をもって適用初年度とする

就業規則

第52条

⑤別に定める正職員永年勤続表彰規程に該当するとき

⑥別に定める正職員1年、5年勤続賞規程に該当するとき